

県プール整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答

- ・県プール整備運営事業入札説明書等に関して、令和2年(2020年)11月20日までに寄せられた質問のうち、令和2年12月2日に回答を公表した入札参加表明等の提出に関する質問以外の質問への回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。

令和2年12月
宮崎県

目 次

■ 入札説明書に関する質問への回答	1
■ 要求水準書に関する質問への回答	2
■ 要求水準書の別紙に関する質問への回答	6
■ 様式集に関する質問への回答	8
■ 基本協定(PFI事業)(素案)に関する質問への回答	9
■ 事業契約書(素案)に関する質問への回答	10
■ 事業用定期借地権設定契約のための覚書(素案)に関する質問への回答	12
■ その他に関する質問への回答	13

■入札説明書に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
1	プール公認取得業務	3	1		⑨	イ					開業準備段階にプール公認取得申請業務が含まれていますが、水連による検査や測量は通常建設段階に行われます。ア 設計・建設段階に含めてもよろしいでしょうか。 上記が否で、あくまでも開業準備段階に公認取得申請業務を含める場合は、公認を最終的に受ける時期を開業準備段階とすればよろしいでしょうか。	要求水準書1ページ「第1 4 PFI事業の業務範囲」に記載のとおり、プールの公認取得申請業務を建設業務に含めることは可能です。なお、建設業務に含める場合は、サービス購入費の算定及び支払方法等(案)1ページ「1 サービス購入費の構成」に記載のとおり、サービス購入費Aで費用計上してください。
2	参加資格要件(共通)について	12	2	(2)	①						民間収益事業のための特別目的会社を組成した場合、その参加資格はSPCの構成員ではなく、SPCそのものに対し2(1)①イ(ア)～(コ)の条件が課されるものと考えてよろしいでしょうか。	民間収益事業のための特別目的会社を新たに組成する場合、当該特別目的会社の構成員全てが入札参加資格を満たす必要があります。
3	ヒアリング	18	3	(3)	⑩	ク					ヒアリングの詳細について、現時点での想定をご教示ください。(時間配分、出席人数、機材の使用可否等)	入札参加資格が確認されたグループに、開催日時及び出席人数等の詳細を通知する予定です。
4	ヒアリング	18	3	(3)	⑩	ク					ヒアリング時は動画や模型を使用したプレゼンテーションが可能でしょうか。	No.3の回答を参照してください。
5	予定価格	19	3	(3)	⑫						入札予定価格の積算根拠とされた、運営期間中の利用料金収入予定額とその内訳を開示ください。	予定価格については、総額での公表しか予定しておりません。
6	審査の基準	21	4	(2)							入札提案資料の確認において、民間収益事業予定者およびそのテナントが審査委員(前任者含む)と人的関係があるか否かの確認はなされるとの理解でよろしいでしょうか。 また提案書において民間収益事業者のテナント名が明記されていない場合、テナント名を確認のうえ、審査委員との人的関係等を確認するとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益事業予定者と審査委員との人的関係については、様式2-5で確認を行います。 なお、民間収益事業予定者の参加資格は、県が契約の相手方に求める要件として定めておりますので、民間収益事業予定者でないテナントは該当しません。
7	契約手続	22	5	(1)	⑤						落札後に参加資格を欠く事態が発生した場合は、民間収益事業予定者と契約締結しないことができると記載があります。民間収益事業はプール事業と一体を成すものであり、民間収益事業者側から基本協定及び定期借地契約を締結しないという選択は可能でしょうか。その際違約金は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	PFI事業者が参加資格要件を喪失した場合に、民間収益事業者側から基本協定(民間収益事業)及び事業用定期借地権設定契約を締結しないことを選択することはできません。 なお、基本協定(PFI事業)の解除及びPFI事業契約が不成立となったことにより事業用定期借地権設定契約を締結しない場合、基本協定書(民間収益事業)の規定に基づく違約金は発生しません。
8	入札参加資格を欠くに至った場合の取り扱い	22	5	(1)	⑤						落札者決定日の翌日からPFI事業契約が成立するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約締結しない場合があるとのことですが、仮に提案段階では民間収益事業のテナントが未定や不明となっていたが、契約締結後に両事業を進めていく中で「審査委員と人的関係のあるテナント」が民間収益事業に進出することが判明した場合、PFI事業契約の解除はあり得るのでしょうか。両事業の公募および審査は一体的であり、契約のあり方も一体的な対応が必要と考えております。	No.6の回答を参照ください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	統括責任者の配置	3	7							統括責任者を配置について、本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者は本施設に常駐してください。なお、開館時間中、運營業務責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、他の従事職員からあらかじめ責任者代理を定め、常に配置してください。
2	統括責任者の配置	3	7							統括責任者については、資格、実績要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.38の回答を参照してください。
3	既存施設の解体完了時期	6	2	(1)						既存施設については、令和4年4月1日以降貴県にて解体及び整地を行うとありますが、プール施設建設工事の着手時期や借地契約の始期を明確にしたいために、この解体・整地工事の終了時期をお示しいただけないでしょうか。	令和4年10月ごろに解体・整地工事が終了する予定です。(今後変更の可能性があります。)
4	地盤調査資料	6	2	(2)						物理試験・力学試験の結果(液状化判定、圧密試験結果等)をいただけないでしょうか。	入札参加希望者に対して、本事業以外の目的に使用しないこと、また第三者への提供を行わないことを条件に提供可能です。提供を希望される場合は、県国民スポーツ大会準備課施設整備担当宛にメールをお願いします。
5	延床面積	7	3	(1)						延床面積合計13,000㎡以上とありますが、【別紙4-2】での諸室面積を満たすことを前提に、附帯事業分の面積もこの13,000㎡の中に計上してよろしいでしょうか。	附帯事業分の面積は要求水準書7ページに記載の「延床面積合計13,000㎡以上」には含みません。
6	延床面積	7	3	(1)						延床面積については、建築基準法施行令第2条1項4号及び関係法令に準拠した方法で算出してよろしいでしょうか。	「延床面積合計 13,000㎡以上」と記載している面積は、「不動産登記法(平成16年法律123号)」に基づくものとしてください。なお、様式集8ページ「③建築概要【図面3】」においては、建築基準法上及び不動産登記法上の各々の床面積を算出してください。
7	耐久性	15	4	(3)	②					躯体は100年を想定されていますが、JASS5に準拠し構造体の計画供用期間の級が「標準」でよろしいでしょうか。	計画供用期間の級を「長期」に訂正します。
8	特殊設備	19	4	(4)	③	ア				大型表示装置設備について、後段に別途予算を講じて調達すると記載があります。本PFI事業では大型表示装置を設置する必要はなく、スペースと電源を確保すればよろしいでしょうか。	大型表示装置を設置する必要があり、大型映像装置は後付けが可能のようにスペースと電気設備(電源、配線共)を確保する必要があります。
9	大型表示装置設備	19	4	(4)	③	ア				大型表示装置は、PFI事業者にて設置し、別途大型映像装置は、後付けが可能のようにスペース・配線を確保しておくという理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
10	大型表示装置設備	19	4	(4)	③	ア				「当該大型映像装置が設置できるスペース及び電気設備を確保すること」とありますが、想定される設備の仕様、もしくは必要スペースを具体的にお示しください。	大型映像装置は、大型表示装置の仕様を満たすものとし、フルカラーLED画素ピッチについては6.67mm以下を想定しています。
11	大型映像装置のスペース及び電気設備	19	4	(4)	③	ア				大型映像装置が設置できるスペース及び電気設備を確保すること、とありますが、大きさ、重量、電気設備の仕様の想定があれば教えてください	No.10の回答を参照してください。
12	防犯・防災設備について	19	4	(4)	②	カ				「各種防災、防犯設備の主制御装置は、中央監視室にて計画すること」とありますが、監視カメラ設備、非常放送設備の主装置は中央監視室に設置する必要はありますか。	監視カメラ設備、非常放送設備の主装置は中央監視室に設置する必要があります。

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
13	ウォータークーラーの設置について	21	4	(4)	⑤	オ					現在はコロナウイルス感染症が蔓延しているため、ウォータークーラーの利用を中止している施設がありますが、ウォータークーラーを常設として設置する必要がありますか。	常設で提案してください。 なお、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する場合には、SPCと協議の上、要求水準書を変更する可能性はあります。
14	プールろ過循環設備	21	4	(4)	⑤	キ					ろ過器について、珪藻土・砂ろ過等の指定はありますでしょうか？	ろ過方式の指定はありません。なお、ろ過器の処理水質については、「遊泳用プールの衛生基準について(平成19年5月厚生労働省)」に記載される、ろ過器の出口における望ましい基準、濁度0.1度以下としてください。
15	駐車場計画	22	4	(5)	①						従事職員用駐車場は、一般利用者とは別に必要台数分を確保することとなっておりますが、無償にて使用可能という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	プールの引き渡し	31	5	(3)	③	エ					本事業において、部分引渡しは実施しないものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	予約システムの整備	33	2	(1)							予約システムの整備についてホームページの公表と同時に稼働する必要がありますでしょうか。開業6か月前にホームページを公表し、貴県と協議の上予約システムの稼働時期を調整するという認識でよろしいでしょうか。	予約システムは、開業準備業務期間までに稼働を開始することとします。
18	ホームページ及び予約システムの整備業務	33	2	(1)							予約システムについては、特に要求水準書に、その仕様や内容等の記載がありませんが、予約システムの導入は必須とし、その内容についてはPFI事業者の運用・運営手法による提案という理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。利用者の利便性向上と維持管理・運営業務の効率的な実施に必要な予約システムの提案を求めます。
19	開業前の利用受付	33	2	(2)	②						開業前の利用受付について、実施場所、実施時間帯などは事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。 またインターネット予約システムと電話対応を基本とした提案でも、要求水準を満たすという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書39ページの「第4 4貸出・予約受付業務」に対応する業務が実施できる場合は、実施場所は問いません。したがって、インターネット予約システムと電話対応を基本とした提案も可能とします。ただし、実施時間帯は、要求水準書38ページの「第4 2本施設の開館日、開館時間等」に準ずることとします。
20	開館式典及び内覧会	33	2	(2)	③	ア					招待者は200名程度とありますが、ここでいう200名は開館式典への招待人数という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	開館日	38	2	(1)							定期点検日による月1～2回程度の休館日を設けることができる。と記載がありますが、同規模施設では、可動床保守点検・プール清掃等で年1回は、連続する日で10～14日程度休館日を設けています。このような休館日は協議のうえ、承認頂けますでしょうか？	月1～2回程度以上の休館日を設けることはその必要性を県教育委員会が認めた場合、可能とします。
22	年間調整利用の受付及び決定	40	4	(2)	②		(7)	a			A調整・B調整について、利用団体目線から考えると遅い決定になるかと思えます。利便性向上に向け、全体的に前倒しとして提案・各団体へ通知する提案は可能でしょうか。	年間調整利用の受付及び決定方法を変更する場合は、県教育委員会との協議を受ける必要があります。

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
23	年間調整利用の受付及び決定	40	4	(2)	②		(7)	a			本施設は、国スポ・障スポや全国大会等の大規模な公式大会の開催される施設となりますが、A調整として、県及び又は県教育委員会が主催し本施設を利用する期間(日数)及び連動する利用料収入の考え方を明確にしてください。 現時点で想定ができない場合、利用料収入等の積算条件を各社統一とし、具体的数値をご提示ください。	利用料収入の積算に当たっては要求水準書「別紙24」の定期開催行事を参照してください。
24	一般調整利用の受付	40	4	(2)	②		(1)				年間調整利用について、「一定の期間の施設利用申し込みについては、通常の受付期間より前の適切な時期に実施することが可能」となっておりますが、これに連動し、一般調整利用の期間も前倒して提案することが可能という認識で宜しいでしょうか。	一般調整利用の受付は、施設利用日の2か月前から利用当日まで随時行うこととします。
25	国スポ・障スポ開催前	42	4	(3)	①						宮崎県水泳連盟等による貸切利用(減免対象)が行われるとのことですが、本施設を利用する期間(日数)及び利用料収入等、積算前提条件を各社統一とするよう、具体的数値をお示しください。	国スポ・障スポ開催前の利用料収入の積算に当たっては、要求水準書「別紙24」を参照してください。
26	国スポ・障スポ開催前	42	4	(3)	①						積算条件を統一するため、現時点で想定される、様式3-3-13と合わせ、「国スポ前」「国スポ中」「国スポ後」の期間をお示しください。また、それぞれの利用想定件数をお示しください。	「国スポ前」は国スポ・障スポ開催年度以前の期間、「国スポ中」は国スポ・障スポ開催年度、「国スポ後」は国スポ・障スポ開催年度以降となります。
27	国スポ・障スポ開催前	42	4	(3)	①						国スポ・障スポ開催前の協力として、開館時間の延長等の協力をいたしますが、これに伴い発生するコスト(人件費や水光熱費等)については、県からSPCに補てんいただけるという認識で宜しいでしょうか。	国スポ・障スポ開催前の協りに伴い発生するコストは県からSPCに補填いたしません。
28	利用料金の減免について	43	4	(5)							【別紙21】に「利用料金減免の基準」が記載されておりますがSPCとしては想定できない減収要因となるため、この場合の利用料収入相当額については、県からSPCに補填されるという考えで宜しいでしょうか。その場合、【別紙24】に「減免対象行事等(予定)」にて示される日数を「全日利用」としてカウントすれば宜しいでしょうか。	減免対象行事等が開催された場合の利用料収入相当額は県からSPCに補填いたしません。 要求水準書「別紙24」の「減免対象行事等(予定)」にて示される日数を「全日利用」としてカウントしてください。
29	利用料金の減免について	43	4	(5)							減免対象者が施設を利用する際に、減免額が全額とされており利用回数によっては収入の大幅な減収に繋がります。減免対象者が利用する際に、県からPFI事業者への補填はありますか。	減免対象者が利用する際に、県からPFI事業者への利用収入相当額の補填は想定しておりません。
30	主催者への支援について	44	4	(6)	①						「事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと」とありますが、支援業務は、下記に記載されているア〜ウが支援内容という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	駐車場利用料金	46	10	(2)							駐車場利用料金について、プールの利用を促進するため、プール利用者に対して減免することは可能でしょうか。プール利用者には割安で駐車していただき、それ以外の利用者には正規の料金をお支払い頂きたいという意図です。 また障がい者などに対して貴県の減免規定の適用はないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書「別紙20」に示す上限額以内の料金設定であれば、プール利用者としてそれ以外の利用者の料金を別で設定することは可能です。 障がい者等の施設利用の減免規定については、要求水準書「別紙21」に追加修正いたします。
32	自主事業	47	11	(1)							PFI事業者が実施する自主事業においても、利用にかかる利用料金は支払うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	附帯事業	48	11	(2)	②						附帯事業の実施について、PFI事業者が実施することとあります。ここでいうPFI事業者とはSPCを指すのでしょうか。SPCで附帯事業を運営すると収入リスクが発生し、PFI事業の資金調達に影響を及ぼすため基本的には第三者への転貸をお認めくださいますようお願いいたします。	附帯事業はPFI事業者が実施することとしますが、事業を実施する上で県教育委員会が必要と認めた場合は第三者に転貸することを認めます。
34	ネーミングライツの広報物について	48	11	(6)							「広報物等には特定呼称を使用し」とありますが、広報物等の中には施設看板などは含まれますか。	施設看板も含まれます。
35	ネーミングライツ事業への協力	48	11	(6)							広報物等の製作スケジュール(例:パンフレット等は開業6か月前までの製作が要求水準)に支障が出るため、ネーミングライツ事業者及びロゴ等の確定時期をご教示ください。	ネーミングライツの募集時期等は広報物及びホームページの作成予定時期等を踏まえて、PFI事業者と協議し決定いたします。
36	県及び県教育委員会事業への協力について	49	12	(1)	①						「県教育委員会が実施する事業に協力すること」とありますが、県教育委員会が実施する事業はどのようなものがありますか。	スポーツの日及びこどもの日の県民向け無料開放事業、スポーツ施設等安全管理講習会等を行う予定です。
37	プロジェクト戦略への協力について	49	12	(1)	②						「プロジェクト戦略に協力すること」とありますが、具体的にはどのようなことがプロジェクトの協力とはどのようなことを指しますか。	県が合宿等の誘致をした団体に対する県や競技団体との連絡調整等を指します。

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
38	資格について	52	1	(7)							プール管理者及び衛生管理者に該当する人員に必要な資格はありますか。	必要な資格はありません。ただし、「遊泳用プール衛生基準について」及び「プールの安全標準指針」に基づき適切な保守管理業務を実施できる人員を配置してください。
39	備品について	59	4	(3)	②						県教育委員会所有の備品のリストがありましたらご提示ください。	現在県教育委員会が所有しており、既存水泳場で保管している主な備品は、別添「【参考資料】宮崎県総合運動公園水泳場(屋外:50m・25m・幼児、屋内:25m)保管備品一覧」のとおりです。なお、本施設の備品の整備は、要求水準書「別紙」の各種備品リストを基に行ってください。
40	備品について	59	4	(3)	②						県教育委員会所有の備品の保守管理及び点検等は県側またはPFI事業者のどちらが実施する想定でしょうか。	現在県教育委員会が所有している備品は、既存施設で使用中のため、新施設で使用する予定はありません。したがって、県教育委員会所有の備品の保守管理等をPFI事業者が実施する必要はありません。なお、PFI事業で設置した備品の保守管理等はPFI事業者が実施してください。
41	警備業務	61	8	(2)							ここでいう警備業務を行う人員は警備業法に則る警備を行う必要がありますでしょうか。	要求水準を満たす警備が可能であれば、警備業法に則った警備を行う必要はございません。
42	大会時の駐車場混雑について	61	8	(2)	①						大会時の混雑における関係車両の誘導は大会主催者側が実施するという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、要求水準書49ページ「12(1)②」に記載のとおり、「各種大会を主管する競技団体への助言」は行ってください。

■要求水準書の別紙に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	敷地内通路の管理責任	別紙 1								敷地内通路が市道に移管されるタイミングをご教示ください。敷地内通路は市道との接続部分も含めてPFI事業として整備されることになっており、プール施設の工事期間中に亘り、事業者の管理責任下にあるということでしょうか。	市道へ移管可能かどうかも含めて、事業者決定後に市と協議を行うこととしております。工事期間中の敷地内通路の管理責任については、御理解のとおりです。
2	【競泳用備品】 50mプール	別紙 5	1	No.1						8レーンで公認を取得する場合、必要数量は9本ですが、11本の理由をお聞かせ願えないでしょうか。	10レーンで使用する場合を想定しているためです。なお、両端レーンの壁際にもレーンロープを張り、波の反射の条件を他のレーンと同様にするように考えております。
3	【競泳用備品】 50mプール	別紙 5	1	No.2						収納スペースを省くため、2本巻取も可として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	【競泳用備品】 50mプール	別紙 5	1	No.21						短辺側前面にレーンロープを設置しても17本で済みますが、20本の理由をお聞かせ願えないでしょうか。	最多18レーンで使用する場合を想定しているためです。なお、両端レーンの壁際にもレーンロープを張り、波の反射の条件を他のレーンと同様にするように考えております。
5	【水球用備品】	別紙 5	2	No.5						水球用フィールドロープを男女兼用として本数を減らしてもよろしいでしょうか。	男女兼用とすることも可能とします。
6	【水球用備品】	別紙 5	2	No.8						男女兼用を認めて頂いた場合、巻取器の台数を6台⇒2台に減らせますがよろしいでしょうか	兼用にした場合の必要台数まで減らすことは可能です。
7	【水球用備品】	別紙 5	2	No.9						日本水泳連盟水球委員会認定品はH=700mmです。仕様を変更してよろしいでしょうか。	日本水泳連盟の水球競技ハンドブックには、「審判台のサイズについて、90cm以上の幅、30cm以上の高さを必要とする」との記載があります。規定を満たす範囲で、同等品以上であれば認められます。
8	【水球用備品】	別紙 5	2	No.11						床置きウエイト式(重量50～60kg)は、設営・片付が困難です。設営・片付が容易な仕様に変更してもよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
9	【水球用備品】	別紙 5	2	No.20						フィールドロープに表示されていますのでマーカーコーンは必要ないのではないのでしょうか。	日本水泳連盟の水球競技ハンドブックには、「フィールドの両サイドには明瞭に識別できる標識を設置しなければならない」との記載があり、規定を満たすためにマーカーコーンを記載しております。
10	【水球用備品】	別紙 5	2	No.25						簡易フックでは無く、プール本体の固定フックで対応してもよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
11	別紙7-2 什器備品リスト	別紙 7	2							什器備品リストについて、記載されたものは全て同等以上で整備する必要があるでしょうか。提案や計画上明らかに不要となるものについては整備しなくてもよろしいでしょうか。 例えば、什器のベンチではなく、造作家具で座るスペースを本工事で計画する場合はベンチを整備しなくてもよろしいでしょうか。	原則、全ての備品について、各種備品リストと同等品以上となるように整備してください。なお、各種備品リストに記載の性能・性質と同等若しくはそれを超えるような提案は可能です また、御質問の「例えば」以降に記載の事例については、設計段階で県と協議の上、求める性能・品質が要求水準と同等若しくは超えると判断した場合には、変更を認めることがあります。
12	別紙7-2 什器備品リスト	別紙 7	2							什器備品の仕様の変更はどの程度可能でしょうか。例えば、φ900の丸テーブルを四角にしたい場合は、900角以上にする必要がありますでしょうか。もしくは4人×20人分が座れるスペースを計画できていれば、什器の形状は自由提案とさせていただきますなどできないでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
13	別紙7-2 什器備品リスト	別紙 7	2	No.62						トレーニング室 No.62 ゴムマット(ジョイント式)はマシン下に敷く用と考えてよろしいでしょうか。	フリーウエイトゾーンとなる以下の備品の下に敷くことを想定しています。 ・No.63 スミスマシン ・No.64 フラットベンチ ・No.65 ラバープレート ・No.66 ダンベル ・No.67 ダンベルラック

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
14	土地貸付料の決定	別紙 23	5	(4)							「入札公告時に民間収益事業者が提案した土地貸付料と県が定期借地契約前に実施する鑑定評価の金額を比較し、高い貸付料を地代とする」と書かれておりますが、貴県の価格が事業者提案価格を大きく上回る場合、当初の事業性を確保できず借地契約に踏み込めない事態も想定されます。そもそも鑑定評価はその前提条件の設定次第で振れ幅が生じるものと考えますので、機械的に高い方の価格を採用するのではなく、「事業者提案価格と貴県鑑定価格の間で双方協議のうえ決定する」と修正していただけないでしょうか。	原案のとおりといたします。

■様式集に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
1	提案書のファイル形式	2	3	(3)~ (6)							ファイル形式の欄にwordとありますが、P6届出要領、共通事項にPDF形式も可とあります。提案書に関してはWordもしくはPDFと読み替えてよろしいでしょうか。	提案書については、原則Microsoft Word又はMicrosoft Excelで提出し、図面については、PDFで提出してください。また、上記データとは別に、提案書毎に1ファイルとしたPDFファイルも併せて提出してください。
2	様式集	7	4	(3)							提案書の副本が40部と数量が多く、印刷や製本等の事業者負担が大きいため、副本の部数を減らして頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
3	展開図	8	4	(7)	⑧						必要枚数がいくらでも想定できてしまうため、展開図として起こす箇所を限定して頂けないでしょうか。(例えば、プール内、エントランスホールなど)	提案に当たり必要と考える面について作成してください。枚数は任意です。
4	日影図	8	4	(7)	⑨						「4数」とありますが、4つの日影図を必要枚数にレイアウトするということでよろしいでしょうか。もしくは4枚でしょうか。	4つの日影図を必要枚数にレイアウトしてください。
5	入札書について	53									入札書の印鑑は実印でよろしいでしょうか。	本社又は本店で申請する場合は、入札参加資格の申請時に使用した実印又は使用印を使用してください。なお、本社から委任を受け、支社又は支店等で申請する場合は、委任状(任意様式)に押印した受任者の印を全ての書類で使用してください。
6	入札書について	53									入札書の日付は提出日でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	様式集	62									提案時における基準金利の運用日は令和3年3月1日とありますが、公平性の観点で貴県のホームページ等で金利を公表をお願い出来ないでしょうか	基準金利について、公表する予定はありません。
8	様式集		3	(3)	15						勘定科目は必要に応じて、追加してもよろしいでしょうか。	追加していただいて構いません。
9	様式集 (貸借対照表)		3	(3)	15						流動資産の「修繕積立金相当」「返済準備金相当」「利益準備金相当」とは現預金口座のことを指しているのでしょうか。	現預金口座には限定していません。

■基本協定(PFI事業)(素案)に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
1	違約金の負担	5	第7条	第6項							現実的に本項に定める違約金は帰責者が支払うこととなりますので、それに即して「支払い義務を連帯して負担する」を「帰責者が支払い義務を負担する」としていただけないでしょうか。	原案のとおりいたします。
2	違約金の負担	5	第7条	第7項							現実的に本項に定める違約金は帰責者が支払うこととなりますので、それに即して「支払い義務を連帯して負担する」を「帰責者が支払い義務を負担する」としていただけないでしょうか。	原案のとおりいたします。
3	談合防止	5	第8条	第1項	第2号						「各名宛人」とはだれを指すのか、具体的にご教示ください。	命令の名宛て人を意味します。
4	談合防止	5	第8条	第1項	第2号						「排除措置命令」は当該PFI事業に関するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	談合防止	5	第8条	第1項	第3号						「当該取引分野」とは具体的に何を指すのかご教示ください。	事業予定者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた場合に、当該違反する行為の対象となった取引分野として示されるものを意味します。
6	有効期間	7	第15条								協定の目的が事業契約の締結に向けての義務の義務について定めるものであることから、有効期間については事業契約締結までとしていただけないでしょうか。	原案のとおりいたします。

■事業契約書(素案)に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
1	解釈	5	第9条	第2項							本項に記載の書類と、法令が抵触した場合は、法令の解釈を優先してよろしいでしょうか。	当該法令が強行規定の場合は、御理解のとおりです。
2	契約の保証	5	第1条	第1項							「この契約の締結と同時に」契約の保証を付さなければならないとありますが、ここでいう契約の締結日は、令和3年10月に予定されている県議会の議決の取得による契約の成立日との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	契約の保証	6	第1条	第2項							保証の金額が、サービス購入費Aの100分の10以上とされていますが、このサービス購入費Aは消費税等を含まない金額との理解でよろしいでしょうか。	第2条第1項第13号に示すとおり、各サービス対価の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
4	契約の保証	6	11条	5項							サービス購入費A(サービス購入費A-3を除く)の総額の10分の1以上に相当する額に消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。	第2条第1項第13号に示すとおり、各サービス対価の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
5	本施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害	18	第41条	第1項							第41条について、事業者が善管注意義務を果たしても発生した第三者損害の賠償については、県による負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりといたします。事業者は、民法の規定に基づいて第三者に対する損害賠償義務を負います。
6	開業準備期間中の維持管理	22	49条	(2)							開業準備期間中の維持管理について、運営維持管理期間中の維持管理業務に準ずるものとするのとあります。一方要求水準書には、運営維持管理期間中の維持管理業務に準じて必要となる維持管理を行うこととあります。開業準備期間中は施設利用者がいないため、必要に応じた維持管理を行えばよいという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	運営・維持管理運営業務の遅延開始による違約金	23	第54条								事業契約に定める違約金について、選定企業が帰責者である場合、違約金支払い義務を選定企業に負わせることも可能との理解でよろしいでしょうか。	事業契約上の債務を選定企業がSPCに代わって県に対して負担することはできません。
8	長期修繕計画	32	89条	(1)							供用開始の6か月前に長期修繕計画を提出して承認を受けるとありますが、供用開始の6か月前だとまだ施設が完成しておりませんし、開業準備業務も始まっていませんので、供用開始までに提出し承認を受けることと変更いただけないでしょうか。開業準備業務の中で、貴県と協議のうえで長期修繕計画を策定したいと思います。	初年度の修繕業務計画書は、運営・維持管理期間開始の90日前までに提出することとなっていることから、長期修繕計画についても運営・維持管理期間開始の90日前までに提出することと変更します。
9	本施設引渡後の契約解除	37	100条								民間収益事業及び附帯事業の全部または一部を中止・終了した場合に事業契約解除となると銀行からのプロジェクトファイナンスでの資金調達に困難になりますので、事業契約解除にならない建付け、もしくは民間収益事業を本事業から切り離すようご検討願います。	原案のとおりといたします。
10	本施設引渡前の解除	40	108条								出来高には、貴県の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	成果物として県が受け取ることができるものについては、出来高に含まれます。
11	損害賠償、違約金等	41	第110条	第1項							本項に記載の違約金が事業者に課せられた場合、これと同じ事由に起因する違約金が基本協定を基にして二重に課せられるという事態はない、という理解でよろしいでしょうか。	基本協定(PFI事業)に、事業契約が第98条、第99条、第100条により解除された場合の違約金の支払いを事業者に求める規定はありません。
12	損害賠償、違約金等	41	110条								第110条(1)(2)において算定される違約金に消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。	第2条第1項第13号に示すとおり、各サービス対価の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
13	損害賠償、違約金等	41	第110条	第1項							本事業の入札に関する談合等により基本協定第8条第2項に基づく違約金(入札金額の10分の2に消費税等を加えた額)を構成員等が支払った場合、事業者は第98条第1項(3)に基づく契約解除による違約金を重複して支払う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定第8条第2項は、談合防止規定違反に対する違約金であり、事業契約第98条第1項(3)による契約解除の違約金とは趣旨が異なることから、県はそれぞれの違約金を請求することができます。
14	損害賠償、違約金等	41	第110条	第1項							ここでいう違約金(サービス購入費A、C及びD)には消費税等を含まないものとの理解でよろしいでしょうか。	第2条第1項第13号に示すとおり、各サービス対価の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
15	不可抗力等	43	第113条								「不可抗力等」に含まれるものをお示ください。	第2条第1項第26号に定めるとおりです。
16	不可抗力等	43	第113条								今般のコロナ禍のような疫病も、不可抗力に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	感染症の感染拡大状況は不可抗力等に含まれることがあります。

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
17	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	43	第14条	第1項	第1号						第114条第1項(1)に記載のサービス購入費Aの金額は消費税等を含まない金額との理解でよろしいでしょうか。	第2条第1項第13号に示すとおり、各サービス対価の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
18	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	43	第14条	第1項	第2号						第114条第1項(2)に記載のサービス購入費C及びDの合計の金額は消費税等を含まない金額との理解でよろしいでしょうか。	第2条第1項第13号に示すとおり、各サービス対価の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
19	サービス購入費の支払額算定方法	2	2								利用者から得る収入の中に自主事業、附帯事業の収入も含まれますでしょうか。	御理解のとおりです。利用者から得る収入には、利用者から得る利用料金収入、駐車場収入、自由提案事業により得られる収入が該当します。
20	設計・建設の対価(サービス購入費A)	3	3	(1)	①						基本設計に係る費用はサービス購入費A-2で支払われるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	設計・建設の対価(サービス購入費A)	3	3	(1)	①						サービス購入費A-1について、施設整備総額75%と消費税が支払われる理解でよろしいでしょうか。または、消費税は75%に内包されているのでしょうか。	サービス購入費A-1(税抜き)の対象費用の75%と、サービス購入費Aに係る消費税及び地方消費税が支払われます。また、学校施設環境改善交付金の交付がある場合は、交付金の交付年度に交付金相当額を支払います。
22	設計・建設の対価(サービス購入費A)	3	3	(1)	①						サービス購入費A-1に関する限度額について、別紙のとおりとするとございますが、建設中の資金調達計画に影響が出ますので、早期の公表をお願いいたします。公表が難しい場合は、提案書作成の前提条件をご教示ください。	「債務負担行為に係る契約の特則」の支払限度額は、事業者決定後に、提案額を基に「サービス購入費の算定及び支払方法等」に記載の方法により算出した額で定める予定です。
23	設計・建設の対価(サービス購入費A)	3	3	(1)	①						サービス購入費A-1に関する限度額について、別紙に記載される金額が税抜か税込かも公表される際に、ご教示ください。	支払限度額は、税込み金額になります。
24	設計・建設の対価(サービス購入費A)	3	3	(1)	②						割賦元本の消費税は各返済元本金額に対する消費税の累計で宜しいでしょうか。	県が事業者を支払う割賦元本にかかる消費税及び地方消費税額と御理解ください。
25	サービス購入費の支払方法	3	4								四半期ごとにサービス購入料を平準化した場合に生じる端数は、初回・最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	端数については、最終回で調整してください。
26	光熱水費の対価(サービス購入費D)の支払方法	3	4	(4)							サービス購入費Dは実費精算という理解でよろしいでしょうか。実費精算の場合、提案額と実際の請求額に差額が生じた場合の対応について、ご教示ください。	サービス購入費Dは提案額に基づいて支払いますが、使用量における計画と実需の乖離がある場合にサービス購入費Dの改定を行います。乖離が生じた場合の詳細は「サービス購入費の算定及び支払方法等(案)」11ページ以降をご確認ください。
27	サービス購入費の算定及び支払い	別添資料1	4	(3)	③						修繕・更新業務のサービス対価の支払いについて、四半期業務報告書に実施内容を記載し、貴県の承認を受けることとあります。提案した修繕費用と実際の修繕内容が異なった場合でも、請求した額をお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。また当該四半期に修繕を実施しなかった場合でも、修繕費用をお支払いいただけますでしょうか。引き渡し直後は修繕が発生しませんが、必要な修繕に備えて積み立てておく必要がございます。	提案した修繕費用と実際の修繕内容が異なった場合、提案した修繕費用をお支払いします。また、当該四半期に修繕を実施しなかった場合でも、修繕費用をお支払いします。
28	サービス購入費A-1の支払い方法	6	4	(1)	①						サービス購入費A-1の支払いのための出来高確認は、毎年度末までに行われるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
29	モニタリング及び減額措置等(素案)										サービス購入費B及びCの減額に関する条項がありますが、整備対象施設の引渡し後は、割賦債権の支払い留保や遡及減額などはないものとの理解でよろしいでしょうか。	契約不適合の場合を除き、御理解のとおりです。
30	事業者が保保する保険	別紙3	2	(1)		ア					請負業者賠償責任保険について、免責金額は事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。保険費用を低減するために、免責金額については事業者提案とさせていただきます。	免責金額は事業者の提案により決めてください。

■事業用定期借地権設定契約のための覚書(素案)に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
1	しゅん工期限等	3	第12条								民間収益事業の施設の開業時期は、県プール施設と同時期にする必要はありますか。	開業時期は、提案によることとします。

■その他に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
1	総合評価落札方式実施要領	3	第17条								工事費内訳書については、様式集(エクセル)の様式3-3-9 初期投資費内訳書以外に提出が必要となるのでしょうか。その場合、どこまでの内訳書が必要か具体的にご教示ください。	要領に定める工事内訳書は、様式3-3-9を指しております。